

指定工事店制度の広域的運用が始まりました。

※特例に該当する指定工事店は、更新申請・異動届の添付書類が一部省略となります。

圏域経済の活性化と圏域内人口 200 万人超の維持を目指す「200 万人広島都市圏構想」の一環として、一定の要件を備えた指定工事店については、市町間で連携して指定工事店の情報を交換することにより、特例として更新申請・異動届の添付書類を一部省略します。

広島都市圏内での共通事項

(1) 特例の対象

特例の適用が受けられるのは、次のいずれにも該当する指定工事店です。

- ・連携市町のいずれかの区域内に営業所を置いていること。
- ・上記の営業所について、その所在地を管轄する連携市町（以下「地元市町」という）から指定を受けていること。

○ 連携市町

広島県	広島市，呉市，竹原市，三原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，安芸太田町，北広島町，大崎上島町，世羅町
山口県	岩国市，柳井市，周防大島町，和木町，田布施町，平生町

(2) 特例が適用となる市町

- ・特例の対象となる指定工事店は、地元市町を除く連携市町に提出する更新申請・異動届について、添付書類が一部省略となります。
- ・**地元市町では、添付書類の一部省略はありません。（現行のとおり）**

(3) 特例による添付書類

現行の添付書類（誓約書、登記事項証明書等）に代えて、地元市町から交付を受けた指定工事店証の写し等を添付してください。その他の添付書類は、市町によって異なりますので、各市町にお問い合わせください。

（注）責任技術者に関する書類は、現行のとおりです。

(4) 異動届の提出に当たっての留意点

- ① まず、地元市町に異動を届け出てください。（添付書類は現行のとおり）
- ② 地元市町が、異動内容を反映した指定工事店証を交付します。
- ③ 交付を受けた指定工事店証の写し等を添付して、指定を受けている別の連携市町に届出を行ってください。

○ 別の連携市町内へ営業所を移転させた場合

移転先の市町で指定を受けているときは、引き続き特例は適用されます。

I 移転先の市町が地元市町になりますので、まず、移転先の市町に所在地の異動を届け出てください（添付書類は現行のとおり）。

II 以降の手続は、(4)異動届の提出に当たっての留意点②・③と同じです。

(5) 特例に該当しなくなったときの届出

連携市町でない市町内へ営業所を移転させたときや、地元市町から指定の取消し（停止）処分を受けたときなどは、特例に該当しなくなります。（行政としては、指定工事店に関する情報交換ができなくなるため、現行の添付書類が必要になります。）

更新申請や異動の届出の際に添付書類を一部省略された指定工事店は、特例に該当しなくなったときには、特例を適用した市町に対しその旨を届け出るとともに、現行の添付書類一式（責任技術者に関する書類を除く）を提出してください。

(6) 営業所設置の要件変更

山口県の連携市町内に営業所を置く指定工事店は、広島県の連携市町に限り、広島県内に営業所を置かなくても指定工事店の新規・更新申請をすることができます。ただし、専属で広島県下水道協会に登録の責任技術者は必要です。

※山口県⇄広島県の読み替えも可能

岩国市での更新申請・異動届に関する事項

岩国市での添付書類や様式等は、次のとおりです。

(1) 岩国市での添付書類（網掛け部分が特例を適用する書類）

現行の添付書類（一例）	特例による添付書類（一例）
・誓約書 ・定款（寄付行為）の写し ・登記事項証明書 ・住民票記載事項証明書 ・営業所の平面図、付近見取図、写真 ・設備及び器材の明細書、写真 ・納税証明書等	・地元市町から交付を受けた指定工事店証の写し + ・納税証明書等
・責任技術者の名簿（責任技術者証の写し、雇用関係を証する書類）	

(2) 岩国市の指定工事店新規（更新）申請書・異動届等の様式

- 申請書・異動届（特例に該当しなくなったときの届出書と兼用）等の様式は、岩国市（下水道課）のホームページからダウンロードしてください。

(3) 岩国市の手数料

申請手数料は、現行のとおりです。（新規 5,000 円、更新 3,000 円）